

役員等の費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖桜会（以下「法人」という。）定款第8条第3項の規定に基づき、役員及び評議員、監事（以下「理事等」という。）の費用弁償に関する事項を定める。

(費用弁償)

第2条 理事等が、理事会、評議員会、監事会に出席したときは、費用弁償を支給する。

2 費用弁償額は、理事等へ交通費として会議当日に支払う。

3 交通費は、次のとおりとする。

交通費 5,000円（税込み）

(改 正)

第3条 この規程の改正については、理事会の決議を要する。

附 則

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 1月13日から施行する。